

自動車運転免許取得について

- 1 免許の種類を問わず取得は認めない。
ただし、第3学年になり進路内定者の内、卒業後の就職・進学のための普通自動車免許の取得は、保護者等の承諾のもと、校長が適当と認めた場合については取得できる。また、就職内定者の内、就職先からの要請により原付・自動二輪・準中型免許の取得が必要な場合はこの限りではない。
- 2 免許取得希望の生徒は、事前に所定の自動車学校通学許可願を提出し、学校長の許可を得なければならない。学校長の許可証は自動車学校入校申込書と共に、自動車学校に提出しなければならない。
- 3 免許取得は本校の認めた自動車学校とする。進路内定者であり本校が定める条件を満たした生徒については第3学年2学期指定期日からの入校を認める。ただし、運転免許試験場での本試験（自動車学校等の卒業検定を合格した後に行われる）は、卒業式終了後以降とする。

自転車通学の許可基準及び注意事項

【車両条件】

- 1 後輪の泥よけが大型で車両後方まで覆っていること（ステッカーが後方から確認出来るように）。
- 2 両足スタンドであること。
- 3 TS マークが貼付されていること。
- 4 雨天時の運転に備え、カッパを用意すること。
- 5 変形ハンドル（グリップを持ち上げたチョッパー）でないこと。
- 6 車体色は指定なし。
- 7 荷台はなくても構わない。
- 8 電動アシスト付き自転車は認める。ただし、校内におけるトラブルについてはこれを保証しない。

【通学条件】

- 1 学校までの距離は、原則1 km以上とする。
- 2 任意自転車保険に加入する。
※ 出来れば三年間継続で加入する。
※ 各家庭での加入を原則とする。（自動車保険の付帯で契約するなどの方法もある。）
2019年(令和元年)10月より、県の条例で自転車保険加入が義務づけられています。
- 3 自転車通学許可願を記入する。
- 4 通学自転車の点検整備カードを自転車販売店等に記入してもらう。
- 5 自転車安全利用規則を遵守する。
 - (1) 自転車は車道が原則、歩道は例外
 - (2) 車道は左側を通行

- (3) 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
- (4) 路側帯も左側通行
- (5) 安全ルールを守る。
 - ア 信号を正しく守る。
 - イ 一時停止と安全確認をしっかり行う。
 - ウ 二人乗りをしない。
 - エ 並進で走らない。
 - オ 夜間は必ずライトを点灯する。
 - カ 乗車中、携帯電話を使用しない。
 - キ イヤホンを使用しない。
 - ク 傘さし運転をしない。
 - ケ 乗車時のヘルメット着用を努力義務とする。